

◎関係団体のご紹介

公益財団法人交通遺児等育成基金

1 交通遺児等育成基金とは

「交通遺児家庭の生活基盤の安定を図り、子供たちの将来を明るくしたい」という願いから、昭和55年（1980）年8月に国と民間団体の協力によって設立された公益財団法人で、交通遺児等の育成事業を行っています。

2 交通遺児育成基金事業

自動車事故により保護者を亡くした満16歳未満の交通遺児が損害賠償金などの一部を拠出して基金に加入し、その拠出金に援助金を加えた育成給付金（非課税）を年金方式で給付する制度です。

3 交通遺児等支援給付事業

生計を支えていた方が自動車事故により死亡又は重度の障害を被り、そのため生計困難となった義務教育終了前の子がいる家庭への生活資金等を給付する制度です。

4 お問い合わせ先

（公財）交通遺児等育成基金

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5

海事センタービル7階

フリーダイヤル 0120-16-3611

TEL 03-5212-4511

FAX 03-5212-4512

E-mail info1@kotsuiji.or.jp

URL http://www.kotsuiji.or.jp/



詳しい内容は
こちら



交通遺児等生活資金貸付

1 貸付対象者

自動車事故により保護者が亡くなったり、重い後遺障害を残すこととなった家庭（生活困窮家庭）の中学校卒業までのお子様を対象となります。

2 貸付金額（無利子）

- 一時金（貸付時）…15万5千円
 - 貸付期間中、毎月…1万円又は2万円（選択制）
- ※このほか、小学校、中学校に入学されるお子様を対象に**入学支度金（4万4千円）**の貸付を行っています。（希望される方のみ対象となります。）

3 返 還

原則として20年以内の月々均等払い。
（進学・病気等による猶予制度等あり。）

※返済いただいた返還金は、

**他の交通遺児等へ貸し付け
するための貴重な原資**となります。

詳しい内容はこちら



『友の会』

自動車事故により保護者が亡くなったり、重い後遺障害を残すこととなった家庭の中学校卒業までのお子様であれば、入会することができます。

また、**会費は無料となっております。**

活動内容

子どもたちや家族の交流の場を設け、**楽しい思い出作りができるようなレクリエーション活動**を実施しています。

- 絵画、書道や写真の**コンテスト**を**毎年度開催**し、優秀作品には賞状と副賞を贈呈しております。

詳しい内容はこちら



友の会の様子



コンテスト表彰式

交通事故の相談先にお困りの方はご連絡を！

ナスバ交通事故被害者ホットライン

事故後の対応全般、保険の手続き、医療、過失割合、示談等について無料で相談できる窓口をご案内しています。

詳しい内容はこちら



ナスバ交通事故被害者ホットライン

0570-000738

受付時間10:00～12:00 13:00～16:00
（土・日・祝日・年末年始を除く）



「0570」はナビダイヤルの番号です。（固定電話からは通常より低額な3分約9円の通話料でご利用できます。）
一部のIP電話からの場合は、**03-6853-8002**（通話料金は通常の通話と同じ）にお電話いただけます。

●よくあるお問い合わせとご紹介先（例）

お困りごとの内容に応じて無料でご相談いただける窓口をご案内しています。

交通事故後の対応について相談にのってくれるところは？

最寄りの交通事故相談所（各自治体に設置の法律相談窓口）、（公財）日弁連交通事故相談センター、相談支援実施団体などをご案内しています。

保険が適正に処理されているか不安なだけど…。

（一社）損害保険協会そんぽADRセンター などをご案内しています。

今受けている治療は妥当なの？

最寄りの医療安全支援センター などをご案内しています。

立ち直れない、精神的なサポートを受けたいんだけど…。

相談支援実施団体 などをご案内しています。

相談支援実施団体のご案内

自動車事故に起因する悩み事 of 精神的負担の軽減を図るため、**同じ悩みを持つ当事者が所属する自動車事故被害者・遺族団体が、無料で相談をお受けする窓口**を設置しています。

詳しい内容はこちら



この印刷物はAランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。
2024年9月版

自動車事故でお困りの方へ



めざすのは、
自動車事故ゼロの社会。

～被害に遭われた方やご家族に寄り添い、支え続けます～

ご存じですか？ ナスバの被害者援護



遷延性意識障害者の方のための
療護施設の設置・運営

重度の後遺障害を負われた方への
介護料の支給

交通遺児等の方への
無利子貸付と友の会

を通じて自動車事故被害者と
そのご家族を支えています



ナスバ マスコットキャラクター
【ナスバちゃん】

ナスバ（独立行政法人自動車事故対策機構）と国土交通省は、自賠責保険料をもとに、自動車事故にまつわるさまざまな取り組みを行っています。

ナスバ（独立行政法人自動車事故対策機構）
National Agency for Automotive Safety & Victims' Aid

ナスバ

検索

東京都墨田区錦糸3-2-1 アルカイースト19階
電話 03-5608-7560（代表） FAX 03-5608-8610

脳損傷で重度の後遺障害(遷延性意識障害)の方のための療護施設

ナスバでは、自動車事故により脳損傷を生じ、重度の後遺障害が継続する状態にあり、入院の要件に該当する方に入院していただき、治療・看護・リハビリテーションを行う重度後遺障害者(遷延性意識障害者)専門の病院である療護施設を設置・運営しています。

療護施設への入院期間は概ね3年以内とし、入院の承認は、治療及び介護の必要性、脱却の可能性等を総合的に判断して行われます。

療護施設では、患者に合わせた治療・看護・リハビリテーションを提供するために、高度先進医療機器(CT、MRI等)を用いて、患者の状態を詳細に把握し、その検査結果を基に治療計画やリハビリテーション計画を策定し、効果的な医療の提供を行っております。

また、療護施設の病棟では、病室の仕切りを最小限にし、常に入院患者の状態に目を配ることで、意識回復のわずかな兆しをもとらえることができるよう、ワンフロア病棟システム(一部委託病床ではモニタリングシステム)を取り入れています。さらに、入院患者一人ひとりに合わせた看護を提供するため、同じ看護師が一人の入院患者を継続して受け持つプライマリー・ナーシング方式の手厚い看護体制を導入しています。



入院申込み等ご相談は、各療護センター・病院へお問い合わせ下さい。

◀詳しくは、こちらをご覧ください。

重度脊髄損傷者受入環境整備事業(モデル事業)の開始

令和6年より、自動車事故による重度脊髄損傷者の方を対象として、十分なリハビリテーションを受ける機会を確保するための専用病床の設置・運営に向けて、試行的な取り組みを新たに開始しました。

事業や対象病院等については、ホームページをご覧ください。
<https://www.nasva.go.jp/sasaeru/sekison.html>



ナスバ療護センター



東北療護センター ベッド数 50床
業務開始：平成元年7月
運営委託：一般財団法人広南会
所在地：仙台市太白区長町南4-20-6
TEL：022-247-1171
URL：http://www.touhoku-ryougo.com/



千葉療護センター ベッド数 80床
業務開始：昭和59年2月
運営委託：医療法人社団誠誓会
所在地：千葉市美浜区磯辺3-30-1
TEL：043-277-0061
URL：http://chiba-ryougo.jp/



中部療護センター ベッド数 50床
業務開始：平成13年7月
運営委託：社会医療法人厚生会
所在地：美濃加茂市古井町下古井630
TEL：0574-24-2233
URL：http://chubu-ryougo.jp/



岡山療護センター ベッド数 50床
業務開始：平成6年2月
運営委託：社会福祉法人恩賜財団 済生会支部 岡山県済生会
所在地：岡山市北区西古松2-8-35
TEL：086-244-7041
URL：http://www.okaryougo.jp/

ナスバ委託病床



中村記念病院(北海道) ベッド数 12床
業務開始：平成19年12月
所在地：札幌市中央区南1条西14丁目291番地
TEL：011-231-8555
URL：http://www.nmh.or.jp/



茨城リハビリテーション病院(茨城) ベッド数 5床
業務開始：令和5年3月
所在地：守谷市同地字仲山360
TEL：0297-48-6157
URL：https://ymg-irh.jp/



湘南東部総合病院(神奈川) ベッド数 12床
業務開始：平成28年5月
所在地：茅ヶ崎市西久保500番地
TEL：0467-83-9091
URL：https://www.fureai-g.or.jp/toubu/



金沢脳神経外科病院(石川) ベッド数 5床
業務開始：平成31年1月
所在地：野々市市郷町262-2
TEL：076-246-5600
URL：http://www.nouge.net/



藤田医科大学病院(愛知) ベッド数 10床
業務開始：平成30年1月
所在地：豊明市番掛町田楽ヶ窪1-98
TEL：0562-93-2111
URL：https://hospital.fujita-hu.ac.jp/



泉大津市立病院(大阪) ベッド数 16床
業務開始：平成25年1月
所在地：泉大津市下条町16-1
TEL：0725-32-5622
URL：http://www.hosp-ozu-osaka.jp/



松山市民病院(愛媛) ベッド数 5床
業務開始：令和2年2月
所在地：松山市大手町2-6-5
TEL：089-913-0081
URL：https://www.matsuyama-shimin-hsp.or.jp/



聖マリア病院(福岡) ベッド数 20床
業務開始：平成19年12月
所在地：久留米市津福本町422
TEL：0942-35-3322
URL：http://www.st-mary-med.or.jp/

介護料の支給等

自動車事故により、「脳」、「脊髄」又は「胸腹部臓器」を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事及び排泄など日常生活動作について「常時」又は「随時」の介護が必要な状態の方に介護料を支給しています。

1 支給対象者

特Ⅰ種(最重度)

Ⅰ種の該当者のうち、一定の要件に該当する方

Ⅰ種(常時要介護)

自動車損害賠償保障法施行令(以下、「自賠法施行令」といいます。)別表第一第1級1号又は2号に認定されている方など*

Ⅱ種(随時要介護)

自賠法施行令別表第一第2級1号又は2号に認定されている方など*

*同等の傷害を受けた方が対象となる場合があります(詳しくはHPをご覧ください)

2 支給額(月額)

認定された種別毎に

特Ⅰ種 85,310円～211,530円

Ⅰ種 72,990円～166,950円

Ⅱ種 36,500円～ 83,480円

〔対象となる費用〕

- ①訪問看護等在宅介護サービス
- ②介護用品の購入等(修理を含む。)
- ③消耗品の購入



訪問支援



交流会

3 支給の制限

①次のような場合は支給できません。

- ・ナスバ療護施設に入院したとき。
- ・他法令に基づく施設に入所又は介護料相当の給付を受けたとき等。
- その他、支給できない条件がありますのでお問い合わせください。

②所得制限

- ・主たる生計維持者の合計所得金額が年間1,000万円を超えたときは支給できません。

4 短期入院・入所費用の助成

介護料受給者が検査等のために短期間入院する場合や、障害者支援施設等に短期入所される際の費用の一部を支給します。

年間45万円以内(年間45日以内)の範囲内で支給します。

〔対象となる費用〕

- ①入退院・入退所時における患者移送費として自己負担した額
- ②室料差額及び食事負担金として自己負担した額(1日1万円を上限)
- 治療費等の自己負担分は対象外です。
- ③短期入院・入所利用時のヘルパー等の付添いに要した費用として自己負担した額

5 訪問支援、交流会

介護料受給者等の精神的支援のため、直接介護料受給者宅を訪問し、日頃の介護に関する悩みやご相談を伺い、必要に応じて様々な情報提供を行うとともに、ナスバの介護料制度のご案内やナスバへの要望についてもあわせてお伺いしています。

また、介護料受給者及びそのご家族が集まって、同じ立場から、お互いの悩みを分かち合い、情報交換を行っていただくことを目的に、交流会を開催しています。



詳しい内容はこちら

